

## 所沢市社会福祉協議会ボランティアセンター備品貸出要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下、「本会」という）ボランティアセンター（以下、「センター」という）が保有する備品を貸出すことにより、地域福祉活動及びふくし学習の増進に資することを目的とする。

### (対象となる団体)

第2条 センターの備品貸出を利用できる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ボランティアグループ・市民活動団体情報登録団体
- (2) ふくし学習の実施団体
- (3) 地域福祉を推進する活動を行う団体
- (4) その他会長が必要と認めた団体

### (対象となる活動)

第3条 センターの備品貸出を利用できる活動は、高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭などを対象とした地域福祉活動もしくは市民を対象としたふくし学習活動とする。なお、営利、政治、宗教を目的とする活動は対象としない。

### (貸出備品)

第4条 貸出を行う備品は別表のとおりとする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として貸出日より7日間までとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、これを延長することができる。

2 福祉図書に限り、原則として貸出期間を貸出日より3週間までとする。

3 備品の貸出は、原則として土日・祝日を除く平日の8時30分から17時15分（以下、「センターの開所時間」という）とする。

4 返却期日がセンターの閉所日に重なった場合、貸出期間を翌営業日まで延長することができる。

### (利用料)

第6条 利用料金は無料とする。

### (申請)

第7条 利用団体は、備品借用申請書（様式第1号）を本会に提出するものとする。

2 備品借用申請は、利用予定日の1月前から可能とする。

(備品の返却)

第8条 備品の返却は、利用団体が備品の清掃を十分に行った後、本会職員立会のもとに返却するものとする。

2 備品の返却は、原則としてセンターの開所時間内とする。

(遵守事項)

第9条 利用団体は、備品の貸出にあたり、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 申請目的以外に使用しないこと

(2) 第三者への転貸、譲渡をしないこと

2 会長は、利用団体が前項の規定に反した場合、又は違反のおそれがあるときは、貸出の取り消しや利用制限をすることができる。

(故障・紛失時の対応)

第10条 利用団体の責めに帰すべき事由により備品に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、本会に速やかに報告しなければならない。

2 必要に応じて、修繕等にかかる費用の実費を利用団体が負担するか、もしくは原形に復し返還するものとする。

(免責事項)

第11条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、利用団体の責任において対応するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。